

岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 5 1 年規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。